

第五条 第六号施行日前に第四条の規定による改正前の道路運送車両法（以下「第六号旧法」という。）第六十条第一項、第六十二条第二項（第六号旧法第六十三条第三項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第七十一条第四項の規定又は附則第二十二條の規定による改正前の総合特別区域法第二十二條の二第三項の規定により交付され、又は返付された自動車検査証については、第六号施行日以後も、第六号新法第五十八條第二項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六条 第六号新法第五十八條第二項及び第三項の規定の適用については、第六号施行日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、同条第二項中「カード」とあるのは「カード（第五十九條第一項に規定する検査対象軽自動車の自動車検査証にあつては、自動車検査証記録事項が記載された書面）」と、同条第三項中「自動車検査証」とあるのは「自動車検査証（第五十九條第一項に規定する検査対象軽自動車の自動車検査証を除く。）」とする。

第七号施行日 第六号施行日前に第六号旧法及びこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、第六号新法及びこれに基づく命令の相当規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

第八条 第六号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の道路運送車両法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十一条 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。）

第九條第一項及び第二項第一号中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に改める。

（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正）
第十二條 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「第二百二條第四項」を「第二百二條第五項」に改める。

（地方税法の一部改正）
第十三條 地方税法の一部を次のように改正する。

第一百四十九條第一項第二号イ及びロ、第四号イ(1)(i)及び(ii)並びに第五号イ(1)(i)及び(ii)中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改め、同項第六号イ中「道路運送車両法第四十一条」を「道路運送車両法第四十一条第一項」に、「同法第四十一条」を「同項」に改め、同号二(1)(i)及び(ii)中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

第一百六十條第一項第三号中「記入」を「変更記録」に改める。

第四百四十六條第一項第二号イ及びロ並びに第三号イ(1)(i)及び(ii)中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

第四百五十四條第一項第二号中「記入」を「変更記録」に改める。

附則第十二條の二の十三第四項第一号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同条第一項」に改め、同項第二号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同条第一項」に、「又は同項」を「又は同項」に改め、同項第三号及び同条第五項各号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改め、同項第二号及び第三号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第七項中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

附則第十二條の三第二項第二号及び第三十條第二項第二号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律の一部改正）
第十四條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第九十九條の二」を「から第九十九條の三まで」に改める。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）
第十五條 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第九條第五項中「記入すべき」を「記録すべき」に改め、同条第八項中「記入される」を「記録される」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）
第十六條 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第九十條の十二第二項第二号イ及びロ、第四号イ(1)(i)及び(ii)並びに第五号イ(1)及び(2)中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改め、同項第六号イ中「道路運送車両法第四十一条」を「道路運送車両法第四十一条第一項」に、「同法第四十一条」を「同項」に改め、同号ハ(1)(i)及び(ii)中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

第九十條の十四第一項第一号中「道路運送車両法第四十一条」を「道路運送車両法第四十一条第一項」に、「同法第四十一条」を「同項」に改め、同項第二号中「道路運送車両法第四十一条」を「道路運送車両法第四十一条第一項」に、「同法第四十一条」及び「同条」を「同項」に改め、同項第三号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第三項第一号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改め、同条第四項中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改め、同条第五項第二号から第四号までの規定中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第九十條の十五第一項及び第二項中「記載された」を「記録された」に改める。

（道路交通法の一部改正）
第十七條 道路交通法（昭和三十三年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第七十條第五号の五中「第四十一条第十六号」を「第四十一条第十六号」に改める。
第七十一条第二号中「第四十一条第十一号」を「第四十一条第十一号」に改める。
（住民基本台帳法の一部改正）
第十八條 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。
別表第一の百十三の項中「第六十七條の記入」を「第六十七條第一項の変更記録」に改める。